

西宮市建設工事請負契約に係る最低制限価格取扱要領

制 定 平成23年3月7日
最終改正 令和5年3月15日

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が競争入札（一般競争入札又は指名競争入札をいう。以下同じ。）により建設工事（以下「工事」という。）の請負契約を締結しようとする場合において、西宮市契約規則（昭和39年西宮市規則第26号。以下「規則」という。）第6条の2の規定に基づき、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する最低制限価格を設ける場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 この要領の対象となる契約は、競争入札による工事の請負契約のうち、西宮市建設工事請負契約に係る低入札価格取扱要領（平成23年実施）の対象とならない工事の請負契約とする。

2 前項の規定にかかわらず最低制限価格を西宮市建設工事請負契約に係る変動型最低制限価格取扱要領（令和元年実施）の規定により算定し競争入札を行う契約は、この要領の対象としない。

(最低制限価格の算定方法)

第3条 最低制限価格は、別表の工事種別欄に掲げる工事の区分に応じ、当該工事の予定価格（規則第5条の2（規則第15条において準用する場合を含む。）の規定により定めた価格をいう。以下同じ。）算出の基礎となった同表の積算内訳欄に掲げる費用（スクラップ控除額が直接工事費とは別に計上されている場合は、直接工事費から当該控除額を減ずる。）ごとに、それぞれ割合欄の係数を乗じて得た額の合計額（以下「最低制限比較価格」という。）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、最低制限比較価格が予定価格に110分の100を乗じて得た額（以下「入札書比較価格」という。）に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあつては入札書比較価格に100分の92を、入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあつては入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額を最低制限比較価格とする。

2 前項の規定にかかわらず、工事の性質上、市長が特に必要があると認めるときは、当該工事の入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額から100分の92を乗じて得た額までの範囲内で最低制限比較価格を適宜に設けることができるものとし、その額に100分の110を乗じて得た額を最低制限価格とする。

(端数処理)

第4条 前条の規定に基づき算定した最低制限比較価格に百円未満の端数があるときは、これを切捨てるものとする。

(予定価格調書への記載)

第5条 最低制限価格を設けた場合においては、当該最低制限価格及び最低制限比較価格を予定価格調書(規則第5条(規則第15条において準用する場合を含む。))に規定する予定価格を記載した書面をいう。)に記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第6条 入札参加者には、一般競争入札については入札の公告において、指名競争入札については指名通知書等適切な方法において、次に掲げる事項を明記し、周知するものとする。

(1) 最低制限価格を設けていること。

(2) 最低制限価格を下回った入札を行った者は、そのみを理由として落札者となる資格を失うこと。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成23年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成23年11月1日から実施し、実施日以後に入札公告又は指名を行う契約について適用する。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から実施し、実施日以後に入札公告又は指名を行う契約について適用する。

付 則

この要領は、平成26年4月1日から実施し、実施日以後に入札公告又は指名を行う契約について適用する。

付 則

この要領は、平成29年4月1日から実施し、実施日以後に入札公告又は指名を行う契約について適用する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から実施し、実施日以後に入札公告又は指名を行う契約について適用する。

付 則

この要領は、平成30年5月1日から実施し、実施日以後に入札公告又は指名を行う契約について適用する。

付 則

この要領は、平成31年3月18日から実施し、実施日以後に行う契約について適用する。

付 則

この要領は、令和元年12月1日から実施し、実施日以後に入札公告又は指名を行う契約について適用する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から実施し、実施日以後に入札公告又は指名を行う契約について適用する。

付 則

この要領は、令和5年4月1日から実施し、実施日以後に入札公告又は指名を行う契約について適用する。

別表（第3条関係）

最低制限価格の算定表

工事種別	積算内訳	割合
一般土木工事 造園工事	直接工事費	10分の9.7
	共通仮設費	10分の9
	現場管理費	10分の9
	一般管理費等	10分の6.8
建築工事 建築設備工事(一般工事)	直接工事費×90%	10分の9.7
	共通仮設費	10分の9
	直接工事費×10%+現場管理費	10分の9
	一般管理費等	10分の6.8
建築設備工事(昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事)	直接工事費×80%	10分の9.7
	共通仮設費	10分の9
	直接工事費×20%+現場管理費	10分の9
	一般管理費等	10分の6.8
鋼橋製作・架設工事	直接工事費	10分の9.7
	間接労務費+共通仮設費	10分の9
	工場管理費+現場管理費	10分の9
	一般管理費等	10分の6.8
土木 電気機械工事	直接製作費+直接工事費 (但し、直接製作費=機器単体費×60%)	10分の9.7
	間接労務費+共通仮設費 (但し、間接労務費=機器単体費×10%)	10分の9
	工場管理費+現場管理費+機器間接費 (但し、工場管理費=機器単体費×20%)	10分の9
	一般管理費等(機器単体費)+一般管理費等(工事費) (但し、一般管理費等(機器単体費)=機器単体費×10%)	10分の6.8
土木 機械設備工事	直接製作費+直接工事費	10分の9.7
	間接労務費+共通仮設費	10分の9
	工場管理費+現場管理費+据付間接費+設計技術費	10分の9
	一般管理費等	10分の6.8
下水道 電気設備工事、機械設備工事	機器費×60%+直接工事費	10分の9.7
	機器費×10%+共通仮設費	10分の9
	機器費×20%+現場管理費+据付間接費+設計技術費	10分の9
	機器費×10%+一般管理費等(工事費)	10分の6.8